

Ⅲ. 暴力からの保護

				コメント	
大目標	<p>紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児等を含む多様な受益者が、ジェンダーに基づく暴力（以下「GBV」という。）等の人権侵害にさらされないようにする。</p> <p>★省庁側コメント：「人道上の危機的状況下」の定義（範囲）を、明確にした方が良いとのコメントがあります。また、ここでは、「紛争後」を外すべきとのコメントです。</p>			<p>①「人道上の危機的状況」に関する説明案：災害、内戦もしくは外部からの紛争による政府の完全なまたは部分的な崩壊を指し、一組織やまたは現存する国連のカントリープログラムのマנדートや許容範囲を超える国際的な対応を必要とする状況を指す。</p> <p>②紛争後はGBVのリスクが高まりやすいため、「紛争後」こそ入れるべきである。</p>	
意義と狙い	<p>特に、人道上の危機的状況下においては、レイプなどの性暴力、ドメスティック・バイオレンス、性的搾取（支援へのアクセスの見返りとして性的サービスの提供を求められる等）、人身取引など、GBVの危険が高まることが指摘されており、女性・女児を中心とする脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子供、女性世帯主世帯、LGBT など。以下「女性・女児等」という。）に対する包括的な保護の確保が急務である。その際、GBVはしばしば報告されないこと、危機的状況が過ぎた後も加害者の訴追・処罰や被害者の救済が行われないことが多いこと、また、GBVの背景にはジェンダー規範・役割分担、ジェンダー不平等や法制度の不備があること、さらに、GBVの被害者の圧倒的多数は女性・女児であるが、男性・男児やLBGT等も被害に遭っていること、これらは時に女性・女児に対する暴力よりも報告・対応されにくいことを考慮する必要がある。国内の施策については、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。</p>				
目標 1	<p>人道上の危機的状況下におけるGBVの被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。</p>				
	具体策	GBVの被害者に包括的な支	〈指標 1〉 GBV 対応に関する既存の Standard	外務省	〈指標 2〉の削除について、理由

	1	援を提供するための体制強化・報告の徹底。	Operation Procedure (SOP) 等を活用した PKO 等の平和構築活動や緊急・人道支援を実施する際の GBV 対応組織との連絡体制の確立, GBV 対応状況。 〈指標 3〉シェルターの提供等 GBV 被害者支援を実施する NGO 等への支援の実施状況。	JICA	を聞きたい。医療機関におけるガイドラインは重要なポイントであり、残すべき。
	具体策 2	PKO 等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。	〈指標 1〉 GBV 対応、特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修の実施状況 (参加者数, 訓練内容等)。 〈指標 2〉 医療関係者への GBV 対応、特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する訓練を支援する NGO 等への支援の実施状況。	外務省 内閣府 PKO 本部事務局, 防衛省 JICA	
	具体策 3	GBV の被害者に対する移行期の (又は中長期的な) 支援。	〈指標 1〉 紛争や大規模災害後に、GBV の被害者の中長期的なリハビリテーション (医療的・心理社会的・経済的支援含む) を支援する事業の実施状況。 〈指標 2〉 GBV の被害者の司法アクセス改善を支援する事業の実施状況	外務省 JICA	
	具体策 4	PKO 等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による GBV の予防。	〈指標 1〉 派遣される職員・隊員に対する国際的な行動規範の周知・徹底の状況。 〈指標 2〉 我が国の職員・隊員が加害者となった GBV の被害件数と経過内容の報告 (国連 PKO 局提出統計に準ずる)。	外務省 内閣府 PKO 本部事務局 JICA	〈指標 2〉 「派遣職員に対する GBV 対策研修の回数及び受講人数」は残すか、あるいは「遣職員に対する GBV 対策研修の実施状況」とする
	具体策 5	国連等による紛争下における GBV 関連活動への支援。	〈指標 1〉 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所、UN Women, 国連機関その他国際機関への支援状況への支援状況。	外務省	

目標2	人道上の危機的状況下における GBV 等のリスクが低減され、予防される。				
	具体策1	現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。	〈指標1〉 現地で初動対応、展開、モニタリング体制の整備に従事する団体への支援状況。	外務省 JICA	
	具体策2	水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案の際の GBV リスク分析。	〈指標1〉 当該事業における GBV リスク分析の状況。	外務省 JICA	
	具体策3	女性・女兒（特にマイノリティ女性や寡婦など）を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。	〈指標1〉 当該支援事業の支援状況(好事例含む)。	外務省 JICA	
	具体策4	コミュニティの参加・動員に基づく GBV 根絶及びジェンダー平等促進プログラムの支援。	〈指標1〉 当該支援事業の支援状況(好事例含む)。	外務省 JICA	
					グッドプラクティスの積極的な蓄積という趣旨は、具体策3・4には含まれていないので、残すべき。
	具体策5	不正な小型武器の取引に対する国際的な規制を強化（武器貿易条約の早期発効を含む）。	〈指標1〉 小型武器に関する国連総会決議の状況（我が国の取組を含む）。 〈指標2〉 武器貿易条約の早期発効に向けた取組状況。	外務省	小型武器規制はGBV との関連性を明確にした対策・指標にすべき
目標3	難民・国内避難民の保護及び支援にジェンダー視点が反映され、GBV が防止される。				

	具体策 1	難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。	〈指標1〉 関係国際機関における GBV に関する訓練への支援状況。	外務省	
					なぜ削除されたか、説明を求めたい。UNHCR は外務省からの資金協力を得て、例えばレバノンなどで難民登録を実施しており、日本政府からの支援が実際に難民登録に活用されているため、削除する必要がないように思える。 具体策2を削除するのであれば、具体策1の指標2として、「関係国際機関における GBV 対策訓練における個人登録研修の支援状況」を入れることを提案したい
	具体策 2	水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に GBV の予防及び対応の視点を確保。	〈指標1〉 既存のジェンダー視点を盛り込んだ人道支援運営国際基準 (スフィア・スタンダード等) の導入状況。 〈指標2〉 難民キャンプや避難所における保護支援活動の実施の意思決定への女性の参加状況。	外務省	
	具体策 3	難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象とした保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女兒等の生活環境の改善に向	〈指標1〉 難民・国内避難民の保護支援計画を策定する際の、ホスト・コミュニティを含めた包摂的な人道支援の状況。 〈指標2〉 保護支援計画を策定する際に、難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方の(女性の)代表を含める。	外務省 JICA	

		けた包摂的な支援を実施。			
	具体策 4	日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。	〈指標1〉難民認定に携わる政府職員へのGBV等に係る研修の件数、及び受講者数。	法務省 外務省	削除部分の代替案 〈指標1〉難民認定や第三国定住プログラムに携わる政府職員へのGBV等に関わる研修の件数及び受講者数。 〈指標2〉日本に滞在する難民等のなかでも特に女性・女兒等の声を支援計画に反映する。 〈指標3〉女性・女兒等の難民や庇護申請者の固有のニーズに対応した支援(例えば、社会福祉、生計支援・職業訓練、社会統合や教育など)を提供する。 〈指標4〉第三国定住プログラムの下でリスクの高い女性・女兒等の受け入れを検討する。
目標4	派遣要員等によるGBVを防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。				
	具体策 1	PKO活動や国際緊急援助隊に派遣される派遣要員によるGBVの予防。	〈指標1〉派遣前のGBVに関する研修の実施状況。 〈指標2〉国連PKO派遣の際のGBV担当者()の配置。 〈指標3〉国連PKO局等が主催する紛争下における女性・女兒等に関連する訓練課程への日本人参加数。	内閣府 PKO 本部事務局 防衛省 外務省	(防衛省からの追加コメント・指標2の削除) 削除の理由を聞きたい

	具体策 2	国際緊急援助隊関連の具体策（検討中）	国際緊急援助隊関連の指標（検討中）	関連省庁	
	具体策 3	PKO 要員の訓練への支援。	〈指標 1〉 GBV 等関連講師の PKO 訓練センターへの派遣数、アジアやアフリカの PKO 訓練センターへの資金拠出額。	外務省	
	具体策 4	派遣時に GBV 加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立	〈指標 1〉 苦情申し立て窓口の設置及び、報告件数と対応状況。 〈指標 3〉 GBV 等の加害者、および苦情申し立て者に対するハラスメントを厳重に処罰するポリシーの公表と遵守	内閣府 PKO 本部事務局 防衛省 外務省	削除された指標 2・3 を元に戻すか、あるいは以下のようにする：「自衛隊の部隊派遣の際の、現状に沿った GBV 加害者処分システムの確立を検討する」
					GBV=セクシュアル・ハラスメントではない。カッコ内（を含む）は削除してはならない 防衛省からの追加コメント（この項目全削除）について：受け入れがたい。なぜ何もできないのか、説明を求めたい。
	具体策 5	国内における外国軍隊による GBV の予防と適切な処罰の確保。	〈指標 1〉 当該軍隊による GBV の検挙その他の法的対応の件数。 〈指標 2〉 GBV 防止策について、地域の女性団体を含む市民社会・自治体と行われた協議及びその結果の反映状況。	法務省 警察庁 外務省	指標 1：「法的対応の件数」だけでは不十分であり、「法的対応を含む対応の状況」に変更すべき。
	具体策 6	国内における外国軍隊による GBV の被害者への個々の実情に応じた途切れの	〈指標 1〉 被害者の個々の実情に応じた、途切れのない支援を提供するための施策と補償に係る情報の周知に向けた取組状況（民間の GBV 専門機関	内閣府（共生社会政策担当・男女	〈指標 3〉「当該軍隊による GBV の不処罰の終焉に向けた施策（当該軍隊派遣元の政府との協議を含む。）の実施状

		ない支援と補償へのアクセス。	等と関連政府機関の協働を含む)。	共同参画局) 警察庁 厚生労働省 法務省 防衛省	況。」の復活を求める
			況。		
		。			
	具体策6	GBV の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。	〈指標1〉女性に対する暴力撤廃決議等、国連総会、人権理事会や安保理における関連決議その他国際的な取組への対応状況。	外務省	
	具体策7	UN Women, 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所 (ICC) 等に対する人的・財政的貢献。	〈指標1〉人的・財政的貢献の状況。	外務省	
目標5	紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR), 司法制度を含む治安部門改革 (SSR) を支援する。				
	具体策1	紛争後の元兵士 (子供兵を含む) の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業へのジェンダー視点の導入。	〈指標1〉女性・女児の保護の観点が入されたDDRの支援状況。状況。 〈指標2〉元兵士の社会復帰事業に女性・女児等の特定のニーズに対応した事業の実施状況。	外務省 JICA	
	具体策2	ジェンダー視点から法律や制度の構築及び運用を	〈指標1〉GBVに係る法整備支援事業の実施状況。	外務省 JICA	

		支援し、司法へのアクセスを改善。			
	具体策 3	不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。	<p>〈指標1〉 啓発支援事業の実施状況。</p> <p>〈指標2〉 法務関係者（裁判官含む）・現地警察及び軍への女性登用のために提供された支援の実施状況。</p> <p>〈指標3〉 法務関係者（裁判官含む）・現地警察及び軍に対する研修の支援状況。</p>	外務省 JICA 警察庁	
	具体策 4	人道上の危機的状況後のGBVの報告制度構築の支援。	〈指標1〉 当該支援の実施状況。	外務省 JICA	